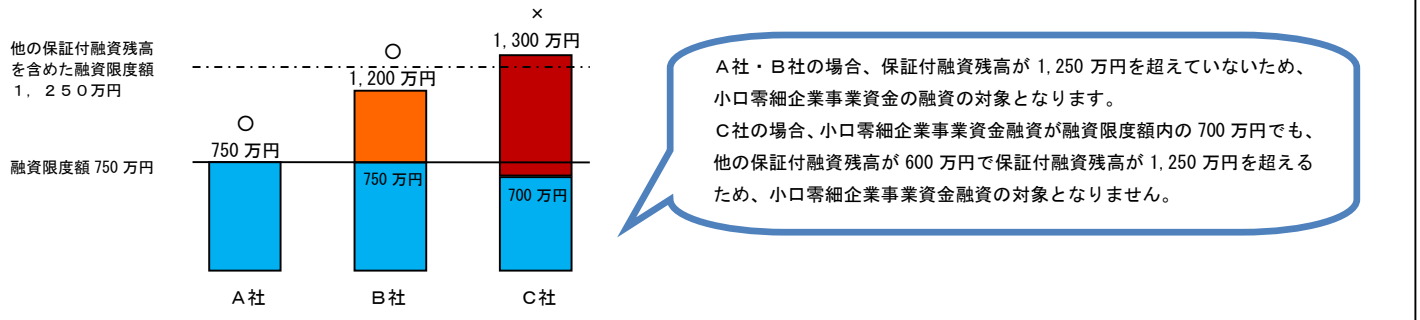


府中市中小企業融資制度のご案内

この制度は、府中市内の中小企業者等に対して、経営基盤の確立を図るため事業経営上必要な資金を供給し、企業経営の安定と向上に資することを目的としています。

融資の種類	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間	利率（年）	信用保証	保証料率（年）	担保及び保証人
運転資金	府中市内の中小企業者	3,000万円	短期（1年以内）	短期1.7%	すべて保証付	0.45～1.71%	金融機関所定の方法による
			長期（10年以内）	長期1.9%			
設備近代化資金	府中市内の中小企業者	2,000万円	10年以内	1.9%	すべて保証付	0.45～1.71%	金融機関所定の方法による
小口零細企業 事業資金	府中市内の小規模事業者	750万円 ※1	10年以内	1.4%	すべて保証付	0.50～1.98%	金融機関所定の方法による

※1 小口零細企業事業資金融資は、融資限度額（750万円以内）でも、他の保証付融資残高との合計が1,250万円以内でなければ融資できません。



◇提出していただく書類◇

- ☆ 運転資金及び小口零細企業事業資金のうち運転資金に係るもの
- ① 金融機関所定の申込書
 - ② 市税完納証明書
 - ③ 直近2期の決算書等
- ☆ 設備近代化資金及び小口零細企業事業資金のうち設備資金に係るもの
- ① 金融機関所定の申込書
 - ② 設備計画書
 - ③ 見積書
 - ④ 図面及びカタログ
 - ⑤ 市税完納証明書
 - ⑥ 直近2期の決算書等

※新たに融資をご利用なさる場合には、取引先の金融機関へ直接申し込んでください。

この制度での中小企業者とは？

中小企業信用保険法第2条第1項各号に掲げるもの

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）以下の会社及び個人であって、特定事業※2を行うもの

この制度での小規模事業者とは？

中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に掲げるもの

- ・ 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人）以下の会社及び個人であって、特定事業※2を行うもの
- ・ 事業協同小組合であって、特定事業※2を行うもの又はその組合員の2/3以上が特定事業※2を行う者であるもの
- ・ 特定事業※2を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- ・ 特定事業※2を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- ・ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

※2 特定事業者とは？
政令で定める業種に属する事業を行っているものです

※その他の規定もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※ただし、中小企業者・小規模事業者に該当しても暴力団は融資の対象となりません。

取扱金融機関

商工組合中央金庫・中国銀行・広島銀行・備後信用組合・
もみじ銀行・両備信用組合・福山市農業協同組合

お問合せ先

府中市 商工労働課 商工振興係
電話 0847-44-9153
Fax 0847-46-1535

または取引先の金融機関へお尋ねください